

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会会議録

平成28年8月17日(水)

午後1時30分から午後3時30分まで

宮城県行政庁舎12階 1201会議室

配布資料

- 資料1：平成27年度イノシシ管理事業実績報告書(案)
- 資料2：平成28年度イノシシ管理事業実施報告書(案)
- 資料3：平成28年度イノシシに関する各種データ
- 資料4：第二期宮城県イノシシ管理計画達成状況
- 資料5：第三期宮城県イノシシ管理計画策定方針(案)
- 資料6：平成28年度宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(イノシシ)(案)
- 資料7：【参考資料】平成27年度宮城県ニホンジカ・イノシシ生息状況調査業務報告書(抜粋)

1 開会

(事務局が部会委員と新たな委員を紹介・事務局職員紹介・配布資料確認後、玉手部会長が挨拶・開会宣言を行った。)

2 挨拶・開会宣言(玉手部会長)

これよりイノシシ部会を開催しますが、ご存じのとおり、宮城県内のイノシシ被害は、ここ10年間に増加しており、社会的関心も高くなってきていることから、本イノシシ部会が果たす役割は重要と考えている。付け加えて、これは単に農業被害だけではなく、人口減少する地域社会の中でどうやって農業を持続的に維持するかという暮らしの問題がありますので、そういった視点で今後の対策や将来的な計画がどのようなものがあるのか考えたいと思う。

(事務局より定足数の報告が行われ、委員10名中7名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。なお、傍聴者に対して、傍聴要領に従い会議を傍聴するよう併せて説明した。)

事務局：以降の進行について、玉手部会長にお願いする。

3 協議事項

- (1) 平成27年度イノシシ管理事業実施報告(案)及び平成28年度イノシシ管理事業実施計画書(案)について
- (2) 次期宮城県イノシシ管理計画策定方針(案)について
- (3) 平成28年度宮城県指定管理鳥獣捕獲事業実施計画(イノシシ)について
- (4) その他

部会長： それでは、議題(1)平成27年度イノシシ管理事業実施報告書(案)及び平成28年度イノシシ管理事業実施計画書(案)について、事務局から説明願う。

事務局： (資料に従い、(1)平成27年度イノシシ管理事業実施報告書(案)及び平成28年度イノシシ管理事業実施計画書(案)について説明)

部会長： 質問・意見等はあるか。全体として今年に関しては捕獲目標を下回った訳だが、一方で被害額は前年度比では下がっており、市町村単位より違うものとは考えられるが、被害額と面積に

関して特設事務局で気づいた点等はあるか。

事務局（農産園芸環境課）： 平成27年度の農作物被害額が平成26年度と比較して減少していることについて、県や市町村で実施していた施策がうまくいった点があると思う。その他の要因として、一部市町村で昨年9月の台風による農作物被害が出た結果、イノシシ被害額に計上されなかったという声が聞かれた。

齋藤委員： 計画と結果を見る限り、昨年に関しては、大きいイノシシがなかなか箱わなに入らなかったのが事実だと考えられる。昨年の猟期に捕ったイノシシの状況を見ると、今までに無いくらい栄養状況がよかったため、今年はイノシシが増える予想をしていた。丸森町であるが、4ヶ月の間に昨年・一昨年と比較して倍くらいの頭数が捕獲されており、4月52頭、5月68頭、6月77頭であった。この時期はイノシシが小さいために、あまり動かない時期ではあるが、更に7月は130頭捕獲した。そのうち今年生まれたイノシシは72頭も捕獲されたため、今年は大分成果が上がると考えている。

部会長： 確認であるが、捕獲頭数については今年の数でよろしいか。

齋藤委員： そのとおりである。

部会長： 平成27年度の状況と平成28年度の市町村それぞれの計画について、事前に各委員はご覧になっていると思うが意見等はあるか。

仲谷委員： 今年は捕獲の多い年と考えられ、そのような年では9月あたりまでの前半の捕獲数が多く、また、1月終わりから3月にかけてまた多い。捕れない年は捕獲のピークが2月以降にずれ込むことが多い。基本的に宮城県はデータを収集する能力が他県より優れていると思われるが、これらのデータをどう活用するのか、将来の予測も大切だ。ある県では3年に一度捕獲数が減るが、全体としては増加傾向が続いている。一喜一憂しない体制を作りたい。収集したデータを丁寧に見て、市町村ごと、また県北と県南との対策の違いを考えた戦略・計画は必要である。その上で、将来を見据えて、現時点で何をすべきかの計画を作りたい。

齋藤委員からの捕獲に関する指摘は気になるが、関東の北部では数は少ないが1月から2月にウリ坊が生まれることもある。繁殖がだらだら継続する可能性も考えられる。今後は大きなトレンドの中でどう判断するかが重要である。

また、個別の問題では、資料1の放射能問題ではセシウム134と137を区別したい。134の場合はほぼ2年ごとに半減し、現在は当初の4分の1から5分の1の状況だろう。137で考えた場合、ドイツではチェルノブイリ事故の20年後も同程度のレベルに留まっている。137で100ベクレルを超える市町村では、20年以上出荷規制が続くかも知れない。市町村ごとに大丈夫な地域と難しい地域に分ける、また、全頭検査を実施するなどの工夫をして、資源利用も考えたい。放射性セシウムの濃度の高い場所と低い場所を詳しく示せると、猟友会としても捕獲個体の食用や有害捕獲時の判断もしやすく、連携もとれやすくなる。

いずれにしても、収集したデータを活用して、次の一手をどう打つのかを考えたい。大局的な分析と判断が必要で、一喜一憂してはいけい。当然、県と市町村の役割もしっかり組み直す時期にきている。

齋藤委員： 仲谷委員が指摘されたウリ坊がだらだらと繁殖し続けるといった状況は現在なりつつある。

部会長： 事務局に伺いたいのは、農業被害対策については国から個体数の確認調査や被害対策の効

果検証の提出を求められていると思うが、これらについては最近新しい動きはあるか。

事務局： 環境省の指定管理捕獲等事業による国の交付金を活用して、イノシシとニホンジカについては生息数調査や捕獲事業が出来ようになってきている。本県では平成27年度にイノシシとニホンジカの生息状況調査を実施したが、イノシシについては関係者や受託者等に相談した結果、宮城県単独での調査はとんでもない値が出るのが予想され、調査は難しいという意見が出たため今回は生息数調査を見送った。平成28年度の調査実施も未定であるが、引き続き情報収集を行う予定である。

部会長： 齋藤委員からも増えていると話もあったが、調査してもなかなか数字として表すことも難しい状況があるものと思われる。効果検証といった点からは必要だが被害額の推移といったものを注視する必要があるものと考えられる。また、気になるのは他県も同様である、被害額は一般的に諦めて被害届けを出さないといった現状があるので、今後、中長期的な視点から行くと地域単位でどう対応していくべきか考えていく時期になっていると思われる。できれば、台風の影響もあることながら今回被害額が下がっているものの、耕作や営農を諦める状況にあるとすれば、農業サイドでしっかりと実情を把握していくことが、地域の持続的農業を維持していくためには必要と考える。私は山形県にも関わっているが、あまり強調はしていないが、撤退する場所も必要ではないかと考える。どこを守りどこを撤退するかといった判断をしなければならぬ状況に山形県もなりつつあると思われるので、そのための地域の合意形成をするためには、しっかりとしたデータが必要と考えられる。

平成27年度の実績や平成28年度の計画が市町村から出されており、県でも精査されていると思うが、今後個別に詳しく状況を見ていく必要があると考える。

今日は議題の内容も多いこともあり、これから議題(2)・(3)の計画も出てくることから、次の議題に進みながら議題(1)についての平成27年度イノシシ管理事業実績報告書(案)の一部了承と平成28年度イノシシ管理事業実施計画書(案)のとおり進めることを了承了解としてよろしいか。

その他意見等あるか。

仲谷委員： 了承の可否についてはもう少し議題が先に進んでから判断してはどうでしょうか。現時点ではまだ判断が難しい。全体を見てから判断したい。

部会長： 全体とは、次期の計画・将来的な計画も含めてとなるか。

仲谷委員： そうです。議論する時間があまりないと思われるので、私からもコメントすべき問題については、全体の議論の中で位置づけ、整合性を考えて発言したい。その方が県民の利益になる。自然保護課・農業関係・林業関係もタイアップして、いいものを作りたい。

部会長： 議題3で行う、平成28年度宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(イノシシ)についてまで連動するものと考えられるため、そこまでディスカッションしたうえで、再度確認することとしてよろしいか。

各委員： 了解

部会長： 次の議題(2)次期宮城県イノシシ管理計画策定方針(案)について、事務局から説明願う。

事務局： (資料4・5に従い説明を行い、事前配布資料の修正箇所も併せて説明)

部会長： 資料4が第二期の計画達成状況であり、それを踏まえて資料5で第三期策定方針について意見はあるか。特に第三期策定の審議となるが。

私からは2点あり、資料4の第二期の効果検証のP9の(2)調査研究達成状況②について、捕獲努力あたりの捕獲量 CPUE 捕獲効率だが、これが県民の皆様にご理解を頂くためにもはっきりとした数字になると思われる。捕獲頭数が頭打ちとなっている中で今後も捕獲頭数を大幅に増やすことは困難であると考えられる中で、効率というものは問われてくると思われるが。平成27年度から情報収集を行っているが、十分に活用できるデータ量がないとのことだが、どうすればもっと活用できるデータとなるのか。

事務局： 通常は狩猟期の前に狩猟読本の中に記入用紙が綴じ込み狩猟者配布していたが、平成27年度は配布が間に合わなかったために狩猟期に入ってから配布となった。スタートが遅れたことにより全員に記入頂くことができなかった。平成28年度は狩猟読本に綴じ込み記入いただきたいと考えている。

仲谷委員： 気持ちは分かるが、全部をまんべんなく行った場合には、狙いが何か不明確になる。単なる項目の消化に留まることが心配される。例えば CPUE も何に使うのかを明確に示すことが大切だ。どう使うのか考えて進めないと、数値が出るだけで終わる。何に利用するために調査するのかを考えないと、効果的な対策が進まず、泥沼にはまる。宮城県に最も大切な視点は、県北地域と県南地域を明確に分けた対策だ。県南地域の対策と県北地域の対策を同じレベルで見たい。例えば、対策としては頑張ったが、全県にイノシシの分布を拡大させてしまい、より深刻な結果を招いている地域もある。共存型の対策と予防的対策を明確に分ける必要がある。この議論は過去5年以上も行われ、委員会としては結論が出ているが、県南地域と県北地域を明確に分けた具体的な戦略をさらに強化したい。いくつか確認したいことがあるが、被害額の目標が1800万円というのはやめるのか。

事務局（農産園芸環境課）： 被害の目標について、第二期計画では1800万円程度の数字的目標を出していたが、今回資料4（P1）に記載している被害額の推移を確認すると、現実的には難しい状況になっているので、県としては被害の拡大を食い止める方向で新計画の目標設定の方法にしている。

仲谷委員： 新しい目標の基準としている過去3年間の被害はいつの期間のものか。被害額が上がればその都度目標値が上がると考えて良いのか。

事務局（農産園芸環境課）： 過去3年間とは計画の3年間であり、資料4（P1）にある被害額の推移の平成25年から平成27年では、7000万円から1億2000万円まで推移しており、その3年間の平均約8000千万程度となっている。

仲谷委員： 3年くらい前の会議で1800万円の目標値は難しいのではないかと指摘した。なぜ現計画が無理で、その結果8000万くらいになってしまうことを、今しっかり検討すべきだ。このままでは、いつまで経っても目標の被害金額に抑えることができず、将来2億円を超える可能性もある。これまでの経過をしっかりと検討して、今何をしなければならぬのか抜本的に考える時期である。現状で進んだ場合、将来的に宮城県の被害金額はどの程度になるか想定しているか。

事務局（農産園芸環境課）： 現在の宮城の現状としては、イノシシの生息域が拡大している地域なので、最終的に何も対策を取らなかった場合には西日本と同じレベルで被害額が蔓延する状態

になると把握している。

仲谷委員： 西日本も何もなかった訳ではなく、あれだけ頑張っても現状のレベルの被害が出ている。西日本と同程度の対策を取った場合に、どの程度の被害額が出ると想定しているのか。西日本と同レベルの被害率となった場合、宮城県と同程度の面積、農業生産額が同様の地域など、どれくらいの被害が想定されるか。

事務局（農産園芸環境課）： 詳細な検討についてのデータは持ち合わせていない。

仲谷委員： そろそろ、農業部局から出して欲しい。また、柵の距離もどんどん増えてきていると思うが、将来的に西日本のレベルに達した場合、どの程度になるかを予想したい。また、捕獲頭数は 5600 頭であるが、現状ではどんどん捕れる状況ではなく、前回の会議でも、努力はしているがこれ以上は直ぐには無理ということであった。最終的な捕獲頭数も被害額と同じように予測したい。例えば、資料 3 の P4 「捕獲等事業実績のデータ」、白石市や丸森町は捕獲数がどんどん増え、周辺の市町村もそれを追っている。仙台地域の亘理町や山元町も同じようなパターンで増加している。白石市と同様のレベルまで、亘理町・山元町の捕獲数が増える可能性があるかも知れない。北部管内全体で見ても同じようなパターンで増えているように見える。丸森町のようにイノシシが増えた場合、各地域で捕獲数がどのようになるのかはおおまかに計算出来る。そのような将来予測を考えた対策が必要となっている。宮城県全体で数万頭を超えるのではないか。数万頭の捕獲にならないためには、北部にイノシシを生息させないことが何をおいても重要である。本格的に北部地域にイノシシが侵入すると、県南地域以上にひどい状況なることは容易に想像できる。イノシシが排除出来ない県南地域の場合は西日本型の対策をしっかりと行う、県北の未生息地域はしっかりと維持する必要がある。頑張っ捕獲活動した結果、さらにイノシシのいない地域にどんどん広がっていきってしまうことがないように、また、柵を何千 km と張ることで、柵伝いにイノシシを町に誘導することがないようにしたい。柵を張ったら被害は減るが、その周辺に被害が拡大してはいないかなど、県は市町村以上にしっかりと考える必要がある。県は指導的立場にあることをいっそう自覚して欲しい。自然保護課としては、将来的な捕獲頭数をどう予想しているのか。

事務局： 出していない。

仲谷委員： 資料 4 の P5 にある「生息域の縮小」は最重要課題である。仙南地域は直ぐには縮小できないので、現状を悪化させない対策が必要。県北地域はこれから急激に被害が広がっていく可能性のある地域で、イノシシにとっては天国と言える。県北地域はまず排除を考えるべきで、共存を前提とした被害対策とは全く異なる。わなは生息数が増加して捕獲できる部分もあり、わなへの安易な依存は危険となる。技術がきわめて高い場合を除いて、わなによる捕獲では生息数の半分程度の捕獲に留まる。北部地域の対策として、安易にわな猟を中心とする対策では、イノシシの増加は止められない。捕獲総数が増える理由はイノシシの生息数の増加に原因があると考えた方がよい。生息数が減れば捕れなくなるのが通常で、捕れ出す、また捕獲数が増加するということは生息数が増えていると認識してほしい。北部地域にイノシシを生息させない予防的対策の狩猟や駆除のあり方、排除するための強制的で組織的は捕獲のあり方を考える必要がある。北部地域対策については、より注意深く検討しないと宮城県は深刻な状況に陥る。現時点での被害が深刻な地域への対策に目を奪われては、宮城県の北部地域は取り返しのつかない結果となる。また、生息数については、CPUE の方法もあるが、ある程度簡単に分かる部分もある。齋藤委員、県南地域に 100 頭いた場合、何頭くらい捕れているか。

齋藤委員： 捕獲頭数くらいは残っていると考えている。

仲谷委員： 半分は捕れているか。

齋藤委員： 半分は捕れてないと思われる。

仲谷委員： 捕獲活動が入っている場所は半分捕れて、入らない場所は全く捕れていないことになる。このため、最高に捕れて半分程度であることから、単純に捕獲数の倍は生息すると考えられる。場所によっては3倍くらいかも知れない。先ほど事務局から生息数の推定の幅が大きいと説明があったが、何頭くらいなのか。

事務局： 生息数調査をベイズ法により実施しようと考えていたが、東北地方の面積を対象とした推計のデータは有効であるが、県単体の面積で行うと統計的に問題であるとのことである。

仲谷委員： 仮に実施した場合の数は。

事務局： 確認していない。

仲谷委員： 宮城県の生息面積が増えた場合、それに見合った個体数の増加も考えるべきだ。もし、県全域にイノシシの分布が拡大すると、それに応じた捕獲数になる危険がある。

部会長： 整理すると、地域的な違いを考慮してメリハリが必要と思われる。大河原・仙台・栗原・気仙沼等それぞれ被害状況や対策状況には違いはあるが、指摘のとおり駆除方法にも違いがあることから、資料5の第三期管理計画では地域ごとの現状に対応して、ある程度ゾーンングという地域ごとの施策を明確に区別するような記述があってもよいと思われる。例えば、資料5のP3に「生息域の縮小」とあるが、私の調査結果によれば、県南では山形県や福島県からの移動もあることから、極小は可能だが広域的な縮小は難しいと考えている。県北地域・岩手県でもでてきていることから将来的には気仙沼管内も関わってくると思われる。それら地域の対応の違いを第三期管理計画の中に具体的ではないとしてもある程度書き込めればと思われる。県の重点区域については南北21市町村入っているので、重点と警戒は区別する必要はあるが、それだけでは焦点がぼやけてしまうとのことで、同じく仲谷委員の指摘で、「第二期の達成できなかったのはなぜか」の部分については、県民からも指摘がきていると思われる。私の意見だが第二期においてはイノシシの管理に対するコストをどの程度投入するかに関しての全体的なコンセンサスや心構えが無かったように思える。農業生産にこれだけのコストを懸けると言うことを覚悟しなければ対策は前に進まないことになるので、平成24年またはそれ以前の状況では、結果としては取り組み方が悪かったのかなと思われる。その点でなぜだめだったのかといった部分について、徹底的な対策を取り得るまでの状況が出来てなかったと思われる。実際に平成25・26年で倍増している状況があることから、第三期においては第二期に比べればコンセンサスはより得られていると考えられる。そのほか国の事業も拡大しているので、この点では状況が変わってきていると思われる。ただし、第二期の総括の部分では防除対策も十分ではなかったと思われる。今後、第三期計画(案)にどのように書き込んで行くかということになる。また、予察について新計画では予察という言葉を使っているが、実際にどうするのかイメージはあるか。

事務局： 理想の考えでは、イノシシが全く入ったことのない市町村からの情報収集により、被害が減少していなくとも、イノシシがいれば将来的に被害が発展する予測はできるので、先行して捕獲することが可能になればという希望の記載とした。

部会長： イノシシでは効果は分からないが、シカの分布拡大の時は把握がむずかしいので、カメラトラップによる自動撮影を沢山設置しないと無理であり、被害が発生する前に把握するためには証拠を掴むしかないで、盛り込むのであれば、より具体的に対策を用意する必要がある。お金をかければある程度可能になる。この検討委員会の役割は、第三期計画でしっかりしたものを作ることなので、資料5に関してどのようなところを直したほうがよいか。地域によって状況も違うこと、例えばこの部分は排除する、又は被害を抑制するなど、この管理計画の中にどこまで書き込めるか、あるいは書き込むべきか、仲谷委員はどうか。

仲谷委員： 書き込めると考える。農水省もその部分は検討している。未生息地にイノシシが侵入して被害の拡大が明確に予測できる場合、農水省、環境省とも相談して侵入させない、また定着させない対策を実施したい。そのための具体的な議論が大切で、書き込めると考えている。対策を取らないと大変なことになることは誰が考えても明らかである。自然保護課の中でイノシシがいることを県民が納得できるか、国も納得できるかという議論も必要となる。そのことを考えると、県として提案することはやぶさかではないと考える。東北農政局も今後の予防的対策の重要性を考え、イノシシを侵入定着させないための冊子も既に作成されている。本委員会にも、県庁から農業関係者2名林業者1名の委員も来られているので、皆さんで協力してほしい。

先程、第二期計画が失敗していると言ったが、それを認めることは自分たちがだめだったわけではなく、次期はもっといいものを作ろうという宣言でもある。将来、よりよい宮城県であるためには、どこが良くてどこが悪いのか、あるいは何が出来て何が出来なかったのか、今、緊急に宮城県が対応しなければならぬ課題は何なのか、簡単にできるのか、それを整理しない限りは次の対策に生かせない。これまでの議論を含め、予測を立てたより良い計画を希望したい。県北地域の対応はとりわけ重要であり、明確なビジョンをもって対処すべきだ。是非、西日本の現状をみてほしい。

部会長： この議題に関する資料5に可能ならば書き込みを加えてほしい。県北地域の状況に対する対応については資料2ページで、「個体数管理」については記載されているが、別の視点では県南地域と県北地域のゴールが違うところをうまく記載してほしい。あまり具体的に記載してしまうとそこに縛られてしまうが修正を加えてほしい。また、第三期計画に記載することではないものの、仲谷委員の指摘にあった、もし被害対策をしなければどの程度の被害が推定されるかの部分を県民に示す必要があると考えられる。例えば、まだ被害の出ない稲作地域では西日本の被害状況等を参考にすれば面積当たりの被害量のある程度推定できると思われる。苦しいのは、被害の出ない状況で予防対策を取るとは非常に難しいことではある。市町村では実際に被害が出ていないところに予算を懸けるのかという話も出ているので、県が将来的なシナリオとして対策を取った場合と取らなかった場合をある程度見える形で出してほしい。また、林業分野の被害もあると思われるが、県北地域の畑作・稲作の被害が一番増えるものと考えている。

議題2について、今後修正部分について検討し、その内容を各委員に事務局からメール等で送付いただきたいが、基本的には本（案）で修正を進めることで各委員よろしいか。

各員： 了承

部会長： 修正変更等の内容については各委員に送付し、最終的には部会長が内容を精査することとする。

部会長： 議題3については、議題1と関連するので、戻らつても事務局から説明願う。

事務局：（資料6に従い説明）

部会長： 県北地域の部分については、資料2にあるように個体数調整の部分と指定管理事業の部分で対応可能であるが、本来は本腰を入れて行う必要はあるものの、実際には様々な制限要因があり、例えば、今回の捕獲の目標数は予算の制限や事業者のマンパワーも考えられるが、今後の見通しはどうなっているのか。平成28年度においてはこれが限度であるのか。

事務局： 実績に対応して作成している。受託する事業者との相談により捕獲数も変わるが、平成28年度も示している捕獲数が目標になっている。

仲谷委員： 宮城県の全体を考えたときに、県北の大崎・栗原地域は要になる。宮城県の能力が試されていると考えたい。我々委員の責任でもある。有害捕獲との違いは何か。単に低密度化したということか。70頭捕獲してもらえればよしなのか。その頭数の善し悪しはどう評価するのか。とりあえず実施しようという感じに見える。

気持ちとしては分かるが、評価は必要である。イノシシの分布を拡大させないための戦略は考えているか。とにかく頑張るというやり方ではどんどん分布が拡大して被害が増加する。猟友会と捕獲方法と捕獲時期を相談し、戦略として組み込まない逆効果となる。

猟友会の会員も高齢化しており、将来的に対応できなくなることが予想されている。このような状況の中でどのように実施し、併せて人材を育成していくビジョンがなければ、ただ単に事業を実施しただけになってしまい、状況が更に悪化する。宮城県には指定管理委員会があるが、有害との区別はどうするのかといった明確な戦略が見当たらない。県北地域のイノシシは排除すると言っているが、そのためには猟友会とどのような相談をしていくのか、猟友会の中にはイノシシを獲物として温存したいと考える人もいるだろう。また、その反面、イノシシが増えて駆除に追われては、楽しみの狩猟が苦勞の多い作業に変わるかもしれない。

猟友会ときちんと戦略を相談して進める必要がある。明確に狙いを考え、結果を評価する工夫をしてほしい。また、有害駆除との違いを明確にして、教えてほしい。

事務局： これまでは頭数がありきで、ここ数年は目標数まで捕獲できない状況であった。今後は受託者と捕獲方法も含め平成28年度は大崎・栗原地域でしっかり実施したいと考えている。

仲谷委員： 捕獲技術や排除戦略について、誰が猟友会に指示指導するのか。

事務局： 受託希望者と行うこととなる。

仲谷委員： しっかりとした指示指導をして欲しい。猟友会がストライキをした県があるとも聞く。猟友会としっかり信頼関係を築き、県から明確な指示が出せる体制にしたい。

事務局：（資料7を説明）

部会長： 議題に戻り、平成28年度の計画に関して仲谷委員から有害と何が違うのかの質問であるが、有害の場合は被害が発生し、そこからスタートすることとなり様々な縛りがある。この事業については事業者が行政と話をしながら計画的に実施している部分があるので、加美町や大和町の対象地域においてどこで実施していくのかなどプランを立てて実施できるものと考えられる。

仲谷委員： この報告と指定管理の大崎地域で実施することはどのような関連があるのか、無関係に思

える。報告としてはよいが、何に役立つのか見えてこない。

事務局： 指定管理捕獲等事業は大崎市と栗原市で実施するが、その拡大地域を中心に捕獲事業を行う予定である。

仲谷委員： 例えば、第一期の計画書を確認しているか。その状況とほぼ変わっていないと思われ、これは既に予測されていたことであり、その時に北部地域と南部地域を切り離してどう戦略するかが大切であり、阿武隈川から以西に移動したイノシシにどう対応するのか、仙台市の動きがどうなるのかがポイントであることは、本委員会でも繰り返し議論している。その中で大崎地域など要となるような地域に、この調査報告書が何に役立つのか、結局後追いで追認している結果となっていないか。何がポイントで、何のためにどのような調査を実施するのか、明確にしておかないと、対策がぶれてしまう。例えば、分布の概要は被害データや捕獲データから分かる部分もある。その場合に手薄になるのは、奥羽山脈から広がる部分で、この部分の詳しいデータが他の手法を用いるなどして望まれる。調査方法等については、委員の中に専門家もいるので、行政職員も効率よい対策を進めて、負担を軽減したい。エンドレスで雑務を消化している状況に陥らない工夫が重要である。第一期で目指したようにマクロな視点で状況を把握し、どこが要なのかといった戦略の整理が必要であり、ゆとりを持ってアイデアを出せるような調整をしてもらいたい。次回の会議で次期の計画原案が出される時には、早めの事前調整をお願いしたい。特に、大崎・栗原地域の対応は試金石である。

部会長： 今の議題は資料6の実施計画についてであるが、仲谷委員から大崎・栗原地域が重点地域である旨意見が出たので、「地域の選定」については支障がないものと思われる。捕獲頭数目標については、有害と何が違うのかといった視点から見ると、資料6の2ページにある「実施期間」はやむを得ないが、4の「実施区域」について、有害との違いは低密度地域で捕獲を実施する場合の条件となる実施区域は、ある程度選定ができ、単なる有害ではないと思われるので、低密度地域で捕獲することに関してもう少し何らかの情報が得られると考えられる。特に、捕獲行為に関して情報が得られるようなやり方を事業者をお願いすることは意味があると考えられるため、考え方を決めた上で計画を作っていただきたい。

前回も論議となったのが、どの場所で行うのかであるが、県内からは実施してほしいと話が出ているが、基本的には資料に記載された内容で、実施地域については了解することとしてよろしいか。

仲谷委員： 確認であるが、捕獲方法については再検討したい。低密度地域でも捕れるわなは何か、また、わなだけにやらず、くくりわな・箱わなや銃猟も総動員して実施したい。安全策を考えて、わなに重点を置いているが、わなの限界を考えておく必要がある。箱わなは捕獲できなければ、イノシシを誘き寄せることになる。猟友会の位置づけをしっかりと考え、単に頼むだけ、お金だけでは協力は難しくなる。指定事業者についても、地域リーダーへのプラス波及効果を計画しないと、地域の状況は益々悪化していく。各委員にも相談や意見を聞くなどして、しっかり対策を進めてほしい。

部会長： 今の内容は2ページの「使用する猟法」となるが、仕様書では具体的な猟法を記載しなければならない。漠然とした記載はできないと思われるので、仲谷委員の意見を反映するのはどのような表現が可能であるか。

仲谷委員： 対応できる業者の有無、業務内容の実施能力などもあり、私の言った条件で実施可能かは難しいが、事務局はそのような問題点に意識を持って検討して欲しい。将来的なビジョンがないままに、事業を実施すべきではない。

齋藤委員： 箱わな・くくりわなの話が出たが、現場で取り逃がしたイノシシは、わなからの脱出方法、等再度かからないように学習しているので、捕獲は難しいものと考えている。捕獲者の技術も求められてくるので、その部分も考慮してもらいたい。

部会長： 資料6についての意見が出ているが、基本的には事務局（案）で了承することよろしいか。

仲谷委員から出されている事業者の計画だけではなく個体数調整や有害捕獲もあるため、総合的に修正する部分はあるが、隣接した加美町では巻き狩りも実施しているので複数の方法がある。

仲谷委員： わな猟の方法でないと困るのか。

事務局： 認定事業者は現在1者のみであり、現時点での猟法はわな猟のみの対応となっている。

仲谷委員： わな猟のみでの選択となった場合、わな猟の評価がほしい。

事務局： 各委員から意見をいただいたが、低密度地域で確実に捕獲出来る手法が一番重要と考えており、くくりわなのみと記載しているが、等を加えることとしたい。

仲谷委員： くくりわなに限定せず、「捕獲する」と具体的な表現を避けて記載するのもよい。

事務局： 事務局としては、現時点で、様々検討した上で、低密度地域での捕獲方法は、くくりわなが有効と考え提案させていただいている。各委員から表現の方法案があれば修正させていただきたい。

仲谷委員： くくりわなでも、やり方が問題であり、銃猟等、他も同様である。どのような戦略や配置・捕獲方法が分かれば従事者は理解出来るが、単に捕獲すればいいといった場合、獲りやすいところにわなを設置することになる。70頭獲ってくれといった場合には、多くの捕獲者は個体数が多く、獲りやすい場所で捕獲することになり、狩猟や駆除と区別のつかない捕獲になってしまう。県と従事者でこの事業の目的への理解に大きな差があれば、単なる事業の消化となる。県職員が多忙を極める昨今、せっかくの事業が効率的なものならない危険も生じる。このような問題を考えて事務局は活動して欲しい。

部会長： 計画書を作る段階では、猟具を分けるといった部分は考慮しないで考えるものと思われるので、資料2ページ「使用する猟法」については、委員の裁量で変えられる部分は「くくりわな等」とし、仕様書の作成の際には具体的に現実的な記載で対応していただきたい。また、猟具に関してはわな猟に限定しないという意見が出たことを議事録にはっきりと残していただきたいと考える。

この議題については了承いただいたこととしたい。

次に、協議事項（1）の資料1及び2について再度戻りたいと思う。平成28年度の計画書の1～2ページは県、3ページ以降に関しては市町村が作成しているものであり、市町村の部分については委員から書き直しの指示は出せないものの、意見としては出せることはできると思われるので、平成28年度の計画書について意見があれば伺いたい。

部会長： 資料7のゾーニング管理の部分が出ているが（P99・101）、特定した管内というよりも、むしろ表にあるゾーニング分けが現状を反映していると考えられるので、平成28年度計画と

第三期計画に地域ごとのメリハリのある記載があってもいいと思われる。また、仲谷委員から意見のあった将来的なビジョンとして猟法をどう設定するのかという部分と思われるが、資料1・2について仲谷委員から意見等あるか。

仲谷委員： 私の資料を作成したので委員及び事務局に配付してお見せしたい。将来的なビジョンを考える一助となると思い、作成した。問題点については皆さんで精査して改善して頂きたい。

宮城県は着実に資料を出している点で優れているが、これをしっかり評価して、将来のビジョンに生かしたい。市町村毎の将来捕獲数の予測や、深刻地域の特性や波及の可能性を検討したい。西日本型の対策を選択した場合の宮城県北部地域での被害予想、将来的な対策費用や捕獲頭数の予測も個別に検討していく必要がある。

柵は15年ぐらいの耐用年数があるが、宮城県は何キロぐらい柵を張る必要があるのか、また維持などについても、分析があってもよいのではないか。

(以下仲谷委員が資料を説明)

部会長： 議題1について積み残している訳だが、仲谷委員からの説明からも今後も被害が拡大することが十分予想され状況が続いているが、それについては管理計画の中で県民が認識し共有できるように表現することが大切であると思われる。資料1・2についての平成27年度の実績に関して、市町村の対策と評価についてはまちまちであり、模索しているようにも伺えるため、県は全体の俯瞰を行い、それぞれの市町村の状況により温度差もあることから、適切な対策を取れるようサポートすることが県の役割と思われる。より綿密な話し合い等を行い進めていただきたい。

意見がなければ、協議事項(1)について原案のとおり了承したいと考えるがよろしいか。

各委員： (意見なし)

部会長： コメントとして、資料7(P99)の今後の分布拡大のイメージであるが、今後のシナリオとして県北から岩手県にイノシシが流れているイメージであるが、低標高に富谷町や利府町など東方向に拡大する可能性も否定できないことから、イメージ図は参考として警戒し、県北と県中央部の境界も注視する必要があると考える。また、仲谷委員からの指摘のあった角田市と丸森町の違いであるが、丸森町と角田市は奥羽山系と福島県との生息域の連続性も違うため、イノシシが定着している部分と、福島県から供給されている部分があることから違いがあるものと考えられる。

第三期計画では、宮城県にとどまらず、宮城・岩手・福島と生息域状況について広域的連携で情報交換をしていただきたいと思う。

改めて、ここまでの議題については、修正等もあるが原則として了承としてよろしいか。

各委員： (意見なし)

部会長： 議題(4)その他について委員から意見等あるか。

仲谷委員： 角田市については、何が行われているのかを農業部局で探っていただきたい。状況によっては丸森地域を含めて悪化していることも考えられることから、どのような対応を取っているかを整理すると今やるべきことが明確になる。

今あるデータで分かることが沢山あり、農業試験場や林業試験場に協力して貰えば、もっと効率よく対策が進む。行政が苦勞している部分をサポートする体制作りが必要で、部会長として何か提案できることはないか。

部会長： 捕獲表のデータや個体数の情報等外注が望ましいものもある。本来であれば、各県にある試験研究機関にエキスパートの職員がいれば望ましいことだが、現時点では岩手県が対応可能と思われる。直近としては、行政担当者の情報交換が必要である。11月に情報交換の場が山形・福島・宮城の順で計3回実施（シカ部門）されるが、情報交換の場を設けるということ、調査・分析を行う業者も少ないが、分析に関しては人材育成を行っており、もう少しでNPOのような組織が出来ると思われる。

齋藤委員： 仲谷委員から指摘のあった、丸森町に関して捕獲頭数が少ないとの指摘があったが、丸森町は山林面積が70%であり、更に山間部農地はイノシシとサルがいるために耕作放棄地となっている。そのために被害額が少ないものと理解している。角田市に関しては、田んぼの耕地面積も広く、東西は奥羽山系と阿武隈山系に位置しており地形の関係から捕獲しやすいものと思われる。

仲谷委員： 丸森町や角田市は特異な地域とも考えられるが、状況等も含め情報収集と分析がさらに必要で、問題点が整理されることを期待する。

部会長：何もなければ委員会を終了する。事務局から何かあるか。

事務局：今後のスケジュールを説明。

9月7日（水）特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会（第1回）

12月下旬から1月上旬：イノシシ部会（第2回）

1月中旬：パブリックコメント、隣県・県内町村協議

3月：公告。公表

4月1日：第三期宮城県イノシシ管理計画施行

事務局：（司会）閉会宣言